

エレベーター等の規格と基準

	階 段	エレベーター	エスカレーター
建築基準法	・ 階段及び踊り場の幅員 ・ けあげ、踏み面の寸法 ・ 高さ4m(物販店舗等は3m) 以内毎の踊り場の設置 ・ 踊り場の踏み幅 ・ 手すりの設置 等	・ 主索、かご等の強度(通常の使用状態の摩損・疲労破壊を考慮した強度検証(構造計算)を実施) ・ かごの構造(利用者保護の壁等設置、天井救出口、積載量等の掲示) ・ 昇降路の構造(出入口とかごとの床先水平距離、突起物等の設置禁止) ・ 安全装置(頂部・底部衝突防止、戸閉確認、停止位置確認、停電時の外部連絡装置、過積載警報装置、停電時用非常照明) 等	・ 鎖、踏段等の強度(通常の使用状態の摩損・疲労破壊を考慮した強度検証(構造計算)を実施) ・ 挟まれ、衝突の防止措置(踏段側面・踏段間のすき間、交差部の保護板設置) ・ 勾配(30度以下)、定格速度(50m/分以下) ・ 手すりの設置、踏段との連動 ・ 安全装置(動力切れ時、駆動装置故障時、挟まれ時等の停止装置、昇降口の非常停止ボタン設置) 等
その他		【(社)日本エレベーター協会標準】 ・ 火災時管制運転装置 【昇降機耐震設計・施工指針】 ・ 地震時管制運転装置 等	【(社)日本エレベーター協会標準】 ・ 踏段の黄色注意標識 ・ 安全標識の掲示、注意放送 ・ 落下物による危害防止 等